

仕様書

第1 件名

福岡県国際金融機能誘致推進業務委託

第2 目的

福岡県（以下「県」という。）は、令和6年に国の金融・資産運用特区に選定されたことを契機に、国際金融機能の本県への誘致を加速するため、金融機関等とのネットワークや国際金融都市づくりに係る専門的知見を有する者に、必要な業務を委託するもの。

※金融機関等：例…外国・外資系金融機関、資産運用会社、FinTech 企業

第3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第4 業務に必要な資格等

- (1) 国内外の金融都市に拠点（グループ会社の拠点でも可）を有すること
- (2) 国際金融業界に幅広いネットワークを有すること
- (3) 国際金融情勢及び金融機関等の誘致に知見を有すること

第5 予算額（予定）

23,998,000円（消費税および地方消費税を含む）

第6 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 専門家や有資格者等の配置
- (3) 業務執行に必要な人員の確保

第7 業務内容

- (1) 国際金融機能誘致推進に係る県への助言・提言等
 - ① 国際金融情勢や国・他の自治体の動静を踏まえた県施策の企画・立案・実施に対する助言
 - ② 県が主催又は参加する各種会合への同席
 - ③ 誘致PR活動等に必要プレゼンテーション資料等の作成
 - ④ 国内外の有識者や業界関係者・団体等の紹介
 - ⑤ 県として対応すべき課題や目指すべき方向性についての助言・提言
 - ⑥ 国際金融機能誘致に関する情報収集・分析の実施
- (2) 金融機関等の誘致活動支援
 - ① 誘致候補となる国内外企業の母集団リスト（企業名、業種、連絡先等）の作成
 - ② ①に対する進出意向の確認（福岡進出への関心、可能性等を確認）

- ③ ②で好感触であった企業との個別面談（オンライン可）
 - ④ ②で好感触であった企業については、適宜、担当者及び連絡先を含むリストを作成し、進出確度別に分類したうえで県に共有すること
 - ⑤ ②で好感触であった企業への個別コンサルティングの実施
（例：日本における金融ライセンス取得に係る相談対応等）
 - ⑥ その他誘致実現のためのスケジュールや方策の提案
 - ⑦ 誘致活動に使用する営業シート及びメール文書の作成
 - ⑧ イベント参加への同行や誘致対象企業との面談同席
- （3）海外金融機関等の招聘
- ① 本県に進出する可能性のある海外企業の招聘を実施
 - ② 年1回以上とし、実施時期は県と協議の上決定すること
 - ③ 実施方法はリアルのみとする
 - ④ 招聘企業は（2）⑤で個別コンサルティングを実施する企業を優先し、県と協議の上選定すること
 - ⑤ 招聘企業数は合計5社程度を目安とする
※実施に際して、燃油高騰や為替等により必要経費が見積額と大きく異なる場合は、県と協議の上、招聘者数を決定すること
 - ⑥ 県内訪問先の選定や調整、スケジュール作成、当日アテンド等を実施すること
※訪問先の選定は、県と事前に協議すること
 - ⑦ 移動手段や宿泊先等の確保をすること
 - ⑧ 招聘に係る問い合わせ先は受託事業者とする
 - ⑨ 新型コロナウイルス感染症等により招聘できない場合は、本事業に係る未発生費用を減額し、変更契約を締結する
 - ⑩ 招聘事業終了後、アンケートを実施するとともに、招聘企業に個別コンサルティングを行うこと
 - ⑪ 招聘事業の実施に必要なすべての経費（人件費（通訳含む）、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料等）は委託料に含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする
- （4）ラウンドテーブルの実施
- ① 海外資産運用会社の国内投資家獲得を目的とした、交流の場としてのラウンドテーブルの開催
※上記「（3）海外金融機関等の招聘」とは別途実施すること
※招聘する海外資産運用会社が国内金融ライセンス未取得の場合、あくまで顔合わせの場を設定するに留め、個別の有価証券、商品についての言及は行わない点に留意
 - ② 年1回以上とし、実施時期は県と協議のうえ決定すること。
 - ③ 実施方法はリアルのみとする。
 - ④ ラウンドテーブル参加候補となる海外資産運用会社、国内投資家の母集団リスト（企業名、業種、連絡先等）の作成
 - ⑤ ④に対する参加意向の確認

- ⑥ 海外資産運用会社の招聘数は合計5社程度を目安とする
※実施に際して、燃油高騰や為替等により必要経費が見積額と大きく異なる場合は、県と協議の上、出席者数を決定すること
 - ⑦ ラウンドテーブル実現のためのスケジュールや方策の提案
 - ⑧ 会場の確保、当日の運営を行うこと。
 - ⑨ 移動手段や宿泊先等を確保すること(海外資産運用会社に限る)
 - ⑩ ラウンドテーブルに係る問い合わせ先は、受託事業者とする。
 - ⑪ ラウンドテーブル終了後、アンケートを実施するとともに、招聘企業に個別コンサルテーションを行うこと
 - ⑫ 事業終了後、個別コンサルテーションを行うこと
 - ⑬ 事業の実施に必要なすべての経費(人件費(通訳含む)、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、保険料等)は委託料に含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする
- (5) その他
- ① 業務の進捗報告、その他必要な事項について定期的に県と意見交換を行うこと(オンライン可)
 - ② ①の議事録等、随時報告書を作成すること
 - ③ (3)および(4)について、業務終了後30日以内にアンケート結果を含めた報告書を提出すること(電子データで提出)
 - ④ 本業務を総括する完了報告書を作成し、USBメモリーに保存し電子データで提出すること(報告書作成のために収集した基礎データも含む)
なお完了報告書の提出期限は令和8年3月31日(火)とする

第8 知的財産権、使用权等

- (1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

第9 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、事前に県の承認を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第10 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

- (1) 法令または契約に違反した場合

- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

第1 1 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

第1 2 その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記保有個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

第1 3 担当部署

福岡県商工部企業立地課（国際金融班）

T E L : 092-643-3499

Email : int-finance@pref.fukuoka.lg.jp